

ローマ帝政前期における都市への遺贈とエヴェルジェティズムの諸相 －法制史料の分析から－

共通教育部人文・社会科学系 新保 良明

I. 古代都市におけるインフラ整備と娛樂の提供

ローマ史のみならず、西洋史において「都市」は「農村」と対置される存在であった。都市とは市壁で囲まれ、外部からの侵入を許さない閉鎖的空间であったからである⁽¹⁾。壁のない開放的な農村とは根本的に違っていた。そして、日本史において平城京や平安京、江戸などが大都市として論じられる事はあるが、西洋との違いは歴然としている。我が国では基本的に市壁が築かれていたのである⁽²⁾。おそらく、唯一の例外は戦国時代の自治都市、堺であろう。

では、市壁の存在を自明視する古代ローマ人は都市にいかなるイメージを抱いていたのか。1世紀から2世紀にかけて活躍した文人議員タキトゥスは、属州ブリタニアの総督となった岳父アグリコラ⁽³⁾が武力により併合された先住民であるケルト系の人々を平和維持のため定住させ、都市化を図るよう促し、「彼らが神殿や公共広場（フォルム）や邸宅を建てた*templa fora domos extruerent*」が、ローマ風の悪徳に染まる者も出てしまい、「列柱廊、浴場、饗宴の優雅さ*porticus et balineas et conviviorum elegantiam*」にひたったと記す（*Agr.21*）。また、2世紀半ばのギリシア人作家パウサニアスは『ギリシア案内記』の中でパンペウス市を紹介する際、そこには市庁舎も体育場も劇場、公共広場（アゴラ）さえなく、水を引き入れた温泉場もないと指摘し、この有り様でありながら「都市（ポリス）」と呼べるのか、と辛辣な疑問を呈している（10.4.1）。即ち、以上に挙げられた事物は、古代人が都市生活を送るために必須と考えた設備であったと解してよからう⁽⁴⁾。そして石畳による舗装化は別にして建設費用が根本的に不要な空間である公共広場を除けば、神殿、列柱廊、浴場、劇場など誰もが利用可能な公共施設は当然のことながら、建造のための経費を要した。では、これはどこから捻出されたのか。都市が公共事業の一環として負担したと考えるのが自然である。だが、上記タキトゥスは総督アグリコラが「私的に促し、公的に援助して*hortari privatim, adiuvare publice*」建設にこぎつけたと付記している。後者の公的援助はアグリコラが帝国政府の公金を臨時投入したことを意味するであろうが、前者の「私的に促し」は彼がケルト系部族の「族長ら*principum*」を説得して建設費を支出させたことを窺わせよう。

このように、都市在住の参事会員や解放奴隸といった富裕層が私費を投じて各種施設を建設し、見せ物という娯楽も人々に提供したという事実はかなり前から指摘されてきた。施設を建造するだけの財源は都市になかったからである。しかし、富裕層による恵与が古代ギリシアからヘレニズム時代を経て古代ローマに至るまでの古典古代特有の現象であることを初めて体系的に論じたのはフランスのP・ヴェーヌである⁽⁵⁾。彼は恵与者を意味するギリシア語「エウエルゲテス」に因んで「エヴェルジェティズム évergétisme」という造語を作ったのであるが、この造語と概念はまたたく間に学界で市民権を得て、英語の“evergetism”、ドイツ語の“Euergetismus”などを生み出した。かほどに、ヴェーヌ説は古代史研究に多大なインパクトを与えたわけである⁽⁶⁾。とはいえ、ローマ史に関する限り、ヴェーヌの分析は共和政ローマの公職者選挙を巡る恵与、皇帝による恵与の二つに収斂しており、帝

政前期の都市についての検討は欠落している。本稿の主題設定の理由の一つがここにある。

ところで、都市の富裕者が都市のために私産を投じたのはなぜか。これについては、市内での自己の名声が俄然高まること、恵与の事実を碑文として残すため、恵与者の名前と行為が後世にまで伝えられることなどが挙げられる。そして参事会員は都市のエリートとして周囲からの期待に応えねばならず、富裕な解放奴隸は元奴隸として受けざるをえない輕侮を払拭するため、恵与を通じて殊更に都市への貢献力、財力を誇示したのであった⁽⁷⁾。

その一方で、20世紀初から、諸研究はこの恵与行為自体を帝国衰退の一要因とみなしてきた。即ち、恵与を期待される富裕層はやがて困窮していかざるをえず、その結果、2世紀半ばから、彼らは恵与を求められないよう公的官職や参事会員職への就任を忌避するようになった。かくの如き都市行政の担い手不足に悩んだ都市当局はやむをえず就任者を指名し、かつ就任を強制するという手段を取りつつ、不適格者すら参事会に入会させることで、この問題に対処した。しかし、かような状況は都市の自治や活力の衰弱を確実に招いていき、これがローマ帝国の弱体化を導くところとなった、と⁽⁸⁾。かかる通説は実に理路整然としており、わかりやすい。だが、筆者はこれまで、都市の政務官職就任や参事会入会の強制を巡る法制史料の再検討、帝政前期イタリアの碑文を材料にした恵与行為の数量変化の検討を試みてきた。ここで、拙論の要旨を詳らかにする余裕はないが、通説とは異なる画像を得ている。つまり、2世紀半ば以降も官職立候補者は確実におり、恵与も減少しなかったのである⁽⁹⁾。

他方、恵与を巡っては『学説彙纂 Digesta』(=Dig.)に代表される法制史料が公約に履行義務があることを伝え、従來說は2世紀初からその義務の強制化が始まり、徐々に強まったばかりか、適用範囲が拡大したと唱えてきたが、これについても筆者は既に確認作業を終え、否定的立場を鮮明にしている⁽¹⁰⁾。

以上を踏まえ、本稿は何を俎上に載せるのか。恵与行為を公にする手段としては、公約の他に、自らの死に臨み遺言で約束する「遺贈」があった。管見の限り、これを歴史的、系統的に扱った研究は見当たらない。従って、法制史料に現れる遺贈を取り上げ、皇帝政府がそれに対していくかなる方針を打ち出したのかを検討してみよう。

II. エヴェルジェティズムと履行義務

ところで、恵与に関する公約の履行が法的に強制されたとはどういうことか。これを確認しておきたい。

2世紀中葉の法学者ポンポニウスは「もし誰かが自分ないしは他人の官職を理由に si quis sui alieni honoris causa、或る都市に建造物を建てると約束した opus facturum … promiserit ならば、神皇トラヤヌスの勅法により ex constitutione Divi Traiani、本人同様、相続人もその完成を義務づけられる obligatus est」という法文を残している(Dig. 50.12.14)。即ち、トラヤヌス帝の勅法は、都市の官職を巡って公共建造物の建築を公約した者にはその履行義務が生じること、また公約者が死去しても、その公約は無効にならず、相続人に履行義務が引き継がれること、以上2点を明示したのである。皇帝による勅法が法源を構成したことは言うまでもない。では、そもそも「公約」とは何か。これについては、3世紀初の大法学者ウルピアヌスが明解な定義を施している。「双方の一致、合意 duorum consensus atque conventio が契約 pactum である。一方的に提示される約束 offerentis solius promissum が公約 pollicitatio である」(Dig. 50.12.3 pr.)。つまり、公約とは、当事者双方が合意して取り交わす契約とは異なり、一方的に公言された約束にすぎないのであった。

さて、ローマ法における「公約」の特性を理解するために、我が国の選挙事情を簡潔に確認し、かつ比較して

みたい。現代日本では、基本的に有権者が立候補者の公約内容を吟味した上で、誰に票を投じるかを主体的に決める。こうして、票を集めた候補者が当選することになるのだが、過去には、選挙後に突如、重要な公約を反故にする議員も往々にして存在した。このような事態に対し、当該議員の支持者らは「公約違反」を争点に民事訴訟を起こすことすらあった。だが、裁判所は彼ら原告の訴えをことごとく棄却してきた。なぜか。上記法文が示す通り、公約は私法上の「契約」ではなく、努力目標として掲げられた「約束」にすぎなかつたからである。従って、世間から非難や糾弾の声が巻き起こったにせよ、我が国で選挙公約の履行が議員に強制された事態はこれまで1例もない⁽¹⁾。ところが、2世紀初のトラヤヌス帝は上記勅法によって官職絡みの公約に限り、その履行を強制、義務化したのであった。

先述の如く、本稿では、自らの死に臨み、使途を指定した上で財産を都市に贈与するという「遺贈 legatum」を取り上げる。法文の分析という手法を探ることで、遺贈に関する原則を明らかにしてみよう。尚、時代的には、2世紀前半のハドリアヌス帝から3世紀前半のエラガバレス帝までの期間に着目したい。通説は、この間、特に2世紀末から3世紀初のセプティミウス・セウェルス帝の治世（193～211年）に公約不履行と公約履行強制を扱う法文が集中している点に着目して、ここに都市の富裕者らの経済的疲弊を看取し、彼らの都市行政離れ、これに伴う都市の衰退を帝国崩壊の要因としてきたからである。ならば、遺贈に関する法原則の解明はかような通説を補強するのであろうか。

この作業に着手する前に、遺贈を含めた恵与の具体例を見ておきたい。北イタリアのコムム（現コモ）市出身の上記プリニウスが恰好の情報を自ら寄せてくる。というのも、彼の死後に作られたラテン語碑文（ILS2927）が次なる事実を伝えるからである。「ルキウスの息子、オウフェンティナ族のガイウス・プリニウス・カエキリウス・セクンドゥス、コンスル、鳥占官 *augur*、元老院決議に従つて父なる皇帝ネルウア・トラヤヌス・ゲルマニクス・ダキクス（トラヤヌス帝）により派遣されたコンスル級権限をもつポントゥス＝ビテュニア総督、ティベリ川治水長官、国庫管理官、軍事金庫管理官、プラエトル、護民官、皇帝付きクアエストル、ローマ騎士六人委員、第3ガリカ軍団副官、民事訴訟十人委員（以上、破線は本人の経歴を順不同で示す）は公共浴場 *thermas* を「…」セステルティウスで建てた上に、装飾費として30万セステルティウス、また維持費として20万セステルティウスを追加するよう遺言で命じた *t.f.i.*（*testamento fieri iussit*）。同じく、彼は（自分の遺言で自由の身となる）解放奴隸100名の扶養費 *alimenta* として186万6666セステルティウスを市に遺贈した *rei p. (publicae) legavit*。その後、この額の利子分を都市平民の宴会費 *epulum pleb. urban.* に充てるよう望んだ。[…]。同じく、彼は存命中に *vivus* 都市平民の少年少女のために扶養費50万セステルティウスを、また図書館とその維持のため10万セステルティウスを恵与した *dedit*。尚、本碑文の拙訳に関して、〈 〉は筆者による補遺であり、[…]は碑文の欠損による判読不明箇所を示す。

この碑文は、プリニウスが故郷のコムム市に対しなした恵与の3類型を教えてくれる。つまり、①金額と使途を明確にした上で行った生前の恵与、②使途を指定しての遺贈、③遺贈の基金化による利子收入の使途指定、である。言うまでもなく、①は少年少女の扶養費と図書館の建設・維持費、②は公共浴場の建設・装飾・維持費、③は解放奴隸の扶養費と市民の宴会費、に該当する。そして本稿の検討対象が死後に初めて発動する②③にあることは言うまでもない。ところで、この②③は場合によって「信託遺贈 *fideicommissum*」という法形式を取る。

これは、遺言者が恵与行為を委嘱するという形態で相続人を指名し、遺言者の死後、この相続人が遺言者の定めた条件に従って、遺言受益者に対し、遺言者に代わって遺言内容を実行するという法的行為であった⁽¹²⁾。

なお、上記②と③に実質的な違いはほとんどない。例えば、北イタリアのアドリア海側に位置するアウクシム(現オシモ)市の出土碑文(*ILS 5064*)によると、碑文欠損による氏名不詳者が1世紀末、遺言により *testamento suo* 次の条件を付した上で総額不明の金銭を遺している。その条件とは、遺贈金の利子収入により *ex quorum reditu* 隔年で6組の *paria sena alternis annis* 剣闘士競技 *munus gladiatorium* をアウクシム市民に供するというものであつた。このように、遺贈も基金とされ、貸し付けられ、利子収入を得たのである。そして当該碑文は何より遺贈者氏名とその恵与内容を称え、記録することを目的として作成されたのであるから、信託遺贈された者の名前までは挙げない。主役ではないからである。しかし、言わば、脇役として、信託遺贈を任せられ、実施した者自身の事績を刻む碑文もある。南イタリアの内陸都市グルメントゥムからは、2世紀に「アクリリウス基金による剣闘士競技の監督者 *curatori muneric peq. Aquilliana*」を務めたことを録す同市の有力参事会員、ガイウス・ストレンポニウス・バッスの墓碑が知られている(*ILS 6451*)。即ち、アクリリウスなる者から信託遺贈を受けたバッスがその利子収入を用いて、故人の名を冠した剣闘士競技会を開催したのである⁽¹³⁾。

ところで、①「生前の恵与」について筆者は既に公約の法制史料を取り上げ、検討を終えており、以下の原則を確認している⁽¹⁴⁾。つまり、A. 官職に関係する公約には履行義務が発生、B. 恵与者の財政破綻を回避するための救済措置、C. 恵与者家系の財政破綻を回避するための救済策、D. 官職と無関係な公約には履行義務が発生しない、E. 公約者の意思の最優先。

このような5原則が浮き彫りになったわけであるが、従来はAの強制性のみが過度に強調されてきたことは間違いない。だが、我々はB～Eにも着目すべきであろう。これらは皇帝政府による都市在住富裕者(参事会員や解放奴隸など)の救済、保護という姿勢を如実に物語るからである。皇帝政府は「強制」と「保護」、この相反する施策を共時的に講じていたと言えよう。

以上を念頭に、関連する法制史料を再検討することで、エヴェルジェティズムの一形態である恵与の「遺贈」を巡る諸問題を解きほぐしてみたい。幸いなことに、F・ジャックが恵与関連法文を手際よく整理してくれている⁽¹⁵⁾。それらの中から遺贈に関連している法文を抽出した結果が、以下の表である。尚、年代の推移と共に変化があるのか否かわかるように法文を古い順に配置してみたが、その根拠については右側に簡略に示した。

表. 遺贈に関連する法制史料

№1 : *Dig. 50.8.6 (Valens 2 fideic.)* —— 130～140年頃に活躍した法学者ヴァレンス⁽¹⁶⁾の法文。

№2 : *Dig. 50.10.5 pr. (Ulpianus I.S. de off. curat. rei p.)* —— アントニヌス・ピウス帝(位138～161年)の勅答を引用。

№3 : *Dig. 50.10.7 pr. (Callistratus 2 de cogn.)* —— 同上。

№4 : *Dig. 50.1.38.2 (Papirius 2 de const.)* —— マルクス・アウレリウス・アントニヌス(位161～180年)、ルキウス・ウェルス(位161～169年)両帝の勅答を引用。従って勅答は161～169年のもの。

№5 : *Dig. 50.12.13.1 (Papirius 2 de const.)* —— 同上。

- №6 : *Dig. 22.6.9.5* (Paulus I.S. de iuris et facti ign.) —— セプティミウス・セウェルス (位193～211年)、カラカラ (位197～217年) 両帝の勅答を引用。従って勅答は197～211年のもの。
- №7 : *Dig. 35.2.5* (Papinianus 8 resp.) —— 206～211年頃に活躍した法学者パピニアヌス⁽¹⁷⁾の法文。
- №8 : *Dig. 50.8.1* (Ulpianus 10 disp.) —— 210年代に活躍した法学者ウルピアヌス⁽¹⁸⁾の法文。
- №9 : *Dig. 50.12.1.1* (Ulpianus I.S. de off. curat. rei p.) —— 同上。
- №10 : *Dig. 30.122 pr.* (Paulus 3 reg.) —— 210年代に活躍した法学者パウルス⁽¹⁹⁾の法文。
- №11 : *Dig. 33.1.6* (Modestinus 11 resp.) —— 220～230年代に活躍した法学者モデスティヌス⁽²⁰⁾の法文。
- №12 : *Dig. 50.8.7.1* (Paulus 1 sent.) —— 3世紀後半と思われる偽パウルス⁽²¹⁾の法文。

III. 法制史料から見た遺贈の履行義務

恵与に関する遺贈はローマ法としては歴史が浅く、都市への遺贈は1世紀末のネルウェア帝(位96～98年)により初めて公認され、次いで、その内容が2世紀前半のハドリアヌス帝(位117～138年)下の元老院決議によって厳密に定められたと云う⁽²²⁾。では、その後、遺贈について、いかなる法原則が現れるのか。各法文を順番に確認してみよう。

(1) 五賢帝期(96～180年)

2世紀前半の№1は次なる事案を伝える。「皇帝の承認なく *citra principis auctoritatem*、都市への遺贈金を故人が望んだのとは異なるものに転用する *converte* ことは許されない。そしてタルキディウス法 *lex Falcidia* により造ることのできない建造物が造られるよう命じていたならば、そのように定められた金額が都市に最も必要と思われるものに転用することはできる。複数の金が複数の建造物に遺贈され、タルキディウス法により遺贈額がすべての建造物築造に不足する場合、都市が望む建造物一つに支出されることができる。しかし、その基金収入から *ex redditu eius* 野獣狩りと見せ物 *venatio aut spectacula* が与えられるような都市への遺贈金 *pecuniam legatam* がその条件で授けられることを元老院は禁じた。そして都市に最も必要と思われるものに遺贈金を利用することはできる。その場合、遺贈者の気前の良さ *munificentia* が碑文に記される。最初の一文は、指定された遺贈金の使途を都市は本来的には変更できないという点を明示している。逆に言えば、都市は遺贈者の遺言を無視し、都市のニーズに合わせた使途変更を頻繁にしていたという実態が浮かび上がる。だが、都市が使途を勝手に変更することがまかり通れば、恵与者は自身の遺贈に不安を覚え、それを控えることになりかねず、エヴェルジェティズムの衰退を招いてしまう。従って変更禁止は至当であり、この原則はE. 公約者の意思最優先と軌を一にしよう。しかし例外があった。都市による変更願いへの「皇帝の承認」である。法文は続いて、遺贈者が建造事業を指定しても、それがタルキディウス法により履行されえないケースに言及する。同法は遺産の4分の3を超過する遺贈を禁じ、相続人に少なくとも遺産の4分の1を遺すことを規定した⁽²³⁾。従って同法に違反する遺贈がなされた場合、都市は遺産の4分の3では総建造費をまかなえないことを理由に、遺贈金を「都市に最も必要と思われるもの *id, quod maxime necessarium rei publicae videatur*」に転用したのである。さらに、法文は、複数の遺贈がそれぞれ別個の建造事業を指定しながら、いずれの遺贈額も総建築費に満たないならば、これらを一括して「都市が望む建造物一つ *unum opus, quod civitas velit*」の工事に注ぎ込んだことを教える。だが、遺贈金を基金化し

て、その利子収入を見せ物の興行費に充てるという条件での遺贈を元老院は認めず、「都市に最も必要と思われるもの id, quod maxime necessarium municipibus videatur」への転用が許された。即ち、これらの場合、E原則は適用されず、都市が最も必要と判断したモノへの使途変更が可能となった。言わば、公益が最優先されたわけである。けれども、皇帝政府は遺贈者の思いを踏みにじるわけにもいかなかつた。そこで、法文の最後は遺贈者を顕彰する碑文作成を都市に強いたのである²⁴⁾。

とはいへ、1世紀末のイタリア北東部の前出碑文 (ILS 5064) によれば、遺言の基金収入により、アウクシム市は隔年で6組の剣闘士競技を開催していた²⁵⁾。これは許容されたのか。というのも№1の法文は基金の利子収入を当て込んだ「野獣狩りと見せ物」の興行を禁じているからである。確かに、「野獣狩り venatio」と「剣闘士競技 munus」は基本的に競技者を異にする別の見せ物であり²⁶⁾、当該法文で「剣闘士競技」を「見せ物 spectacula」の1種と断定してよいのかも現時点で疑つてみるべきであろう。しかしながら、各地の都市で行われてきた法的行為を皇帝や法学者が默認から追認へと向かったとしても何ら不思議ではない。3世紀前半の法学者パウルスの法文№10によれば、「剣闘士競技、野獣狩り、劇、戦車競走が催されるような munus edendum venationemve ludos scenicos ludos circenses」遺贈がなされることは当然視されているからである。従つて遺贈基金収入によりまかねられる見せ物の興行は2世紀前半に禁止されていながら、少なくとも3世紀前半には許容されていたことになる。但し、この変化が生じた時点を考察させる史料はない。しかし転機があつたことだけは確認しておきたい。

以上から、F. 遺贈者の遺志尊重、G. 公益を最優先した転用、の2原則を読み取ることができよう。

次に、№2の「神皇〈アントニヌス・〉ピウスの勅答 rescripto Divi Pii」を見てみたい²⁷⁾。「像や肖像を置くために遺贈した人々によって期日が指示されていない場合、総督によって a praeside provinciae 期日が定められるべきである。そして相続人 heredes がそれらを設置しない場合、彼らは低利の利子 usuras を6ヶ月分、都市に支払うか、さもなくば、6%の利子 semisses を支払う。しかし期日が指定されている場合、相続人らは期日内に金を預けねばならない。もし彼らが像を置かないと言つたり、場所について異論を唱えたりした場合、直ちに6%の利子を払わねばならない」。以上の内容は2点に集約されよう。第一に、遺贈者が恵与の期日を指示していない場合、総督がそれを定める。期日指定がなければ、相続人はいつまでも恵与を先送りしたからである。第二に、その期日が過ぎても、相続人が恵与を実施しない場合、相続人には利子が課せられる。本法文が遺贈に関する相続人の不履行を阻止する罰則規定であったことは疑いない。これらは、H. 相続人の履行義務という原則を示すのである。ところで、本勅答は相続人が遺贈の履行を渋つたからこそ下された。これはエヴェルジェティズムの衰退を証言するのであろうか。難問であるが、遺贈さえなければ、その金額が相続人らの財となつたことは確かである。ゆえに、遺贈不履行が生じても、不思議ではなかろう。

さらに、ピウス帝の勅答は№3にも認められる。「新築建造物に遺贈された金が新築されるべき建造物よりも既存の建造物の維持に転用されるべきと神皇ピウスは勅答した Divus Pius rescripts。これは明らかに、都市に十分な建造物があり、その補修資金が容易に得られない場合である scilicet si satis operum civitas habeat et non facile ad reficienda ea pecunia inveniatur」。つまり、ピウス帝は建造事業を指定した遺贈金を他の建造物の補修に転用することを許可したが、法文の後半が明示するように、これは該当都市内で既に公共建造物が飽和状態にあり、かつ、補修資金が不足している場合に限られたのである²⁸⁾。かかる制限は既出のG. 公益を最優先した転用という原

則に沿った内容とみなされよう。

続いて、マルクス・アウレリウス・アントニヌス帝下の法文を検討してみたい。№4によれば、「アントニヌス〈マルクス〉、ウェルス両帝 Imperatores Antoninus et Verus は政務官 *magistratus officium* に対し職務が遺贈金の取り立て *exactionem pecuniae legatorum* に及び、もし政務官がそれをしないならば、遺贈者自身か相続人が訴えられ、彼らが払えなければ、保証者たる信託受遺者ら *fideiussores* が払うべきと勅答した *rescriperunt*」。文言は、遺贈者の相続人がかたくなに遺贈金の引き渡しを拒んだ事実を窺わせる。そして両帝は、遺贈金取り立てが都市政務官の職務であると明言し、政務官がこれを果たさない場合には、職務不履行を理由に政務官が訴えられるのみならず、遺贈金の立て替えまで求められると定めた。両帝がここまで厳しい規定を発した理由は何か。遺贈の意向が示された以上、対象物はすでに市有財産になったからに他ならず、皇帝は都市の公益を重視していた。しかし根源的問題はあくまでもH. 相続人の履行義務にあったことを看過してはなるまい。言うまでもなく、これはF. 遺贈者の遺志尊重と表裏一体の関係にあるのである。

さらに、№5によれば、「同様に両帝〈マルクス、ウェルス〉は都市になされる贈与に課された条件が公益に沿う *utilitatis publicae interest* 場合にのみ有効であると勅答した *rescriperunt*。ゆえに、その条件が有害である場合には、遵守されてはならない。従って一定の遺贈金から収入 *vectigal* が得られることを故人が禁じた場合、これは守られてはならない。というのも、この条件は旧き慣習により是認され、許容されうるからである」。ここで問題になっているのは、遺贈者が遺贈の条件に注文を付け、かつ、それが不適切であれば、当該条件を遵守する必要はないという点にある。その事例とされているのが収入の拒否であったが、この収入はまさに「旧き慣習 *vetus consuetudo*」に基づいていた。本件は遺贈を特別扱いすることへの戒めを示すのであろう。つまり、遺贈者の遺志は尊重されるべきであるが、いかなる遺贈条件でも指定可能であったわけではなく、既存の法体系に則した内容であらねばならなかったわけである。

(2) セウェルス朝期（193～235年）

次いで、セプティミウス・セウェルス帝下の遺贈を検討したい。№6はセウェルスと息子アウレリウス・アントニヌス（カラカラ）、両帝の勅答を伝える。「法に不案内な者 *quis ius ignorans* がファルキディウス法を利用しない場合、神皇ピウスの勅書 *epistula Divi Pi* はその者が損をすると告げた。だが、セウェルス、アントニヌス（カラカラ）両帝 Imperatores Severus et Antoninus は次のように勅答した *rescriperunt*。『信託遺贈による *ex causa fideicommissi* 不当な恵与 *indebitum datum* は、錯誤によって *per errorem* 支払われたのでない限り、返還請求されえない *repeti non potest*。ガルギリアヌスの相続人らは彼の遺言によりキルタ市の水道建設工事に遺された金を払った。彼らは、ファルキディウス法が認めるもの以上を市民らが得た場合に返却するよう設けることになっている担保 *cautiones* を要求しなかつただけでなく、遺贈金が他の用途に転用されないよう定めさえし、意図的に金が水道建設工事に使われることを認めた。彼らはキルタ市から経費を上回った残金の返還を請求できない。というのも水道建設工事用に与えられた金を取り戻すこと、他者の恵与の栄光を示す工事に対し都市にその金庫から支払わせることは不当であるから。しかし彼らが無知ゆえにファルキディウス法の恩恵を受けなかつたという理由で、金の返還請求を考えるのであれば、法の無知ではなく、事実の無知 *ignorantiam facti* が役立ち、また愚者ではなく、錯誤に陥っている者 *errantibus* が救済されることを知るであろう。』」。

厄介な法文であるが、整理すると、以下のようになろう。先ず、北アフリカの属州ヌミディアにあるキルタ市の富裕者ガルギリアヌスの相続人らは彼の遺言に従って、水道建設工事費を同市に納め、工事を託したが、この額はファルキディウス法が上限とした遺産の4分の3を越えていた。ところが、相続人らは同法の詳細を知らなかつたがために、超過分の返却を請求する手だてを取らなかつたばかりか、故人の遺志を尊重して遺贈金が水道工事にのみ使われるよう指定した。そして工事は竣工したもの、総工事費は遺贈金を下回り、残金が生じた。これに対し両帝は、相続人らがこの残金の返還請求をできないとする。おそらく、ここまでピウス帝の勅答が告げた内容と趣旨を同じくしたに違いない。要するに、同法に無知な者が損をしても、それは自業自得にすぎないという論理が再び示されたのである。だが、当該法文の前段で執筆者パウルスはピウス帝勅書の要点を示しながら、「しかし *sed*」という接続詞を付した上で、両帝の勅答を結論として挙げている^⑨。従つて最後の一文には、ピウス帝が定めた法原則への抜け道が示されていると考えるのが自然であろう。それは何か。両帝の勅答の最後は違法な遺贈分を返還させうる理由として、「事実の無知 *ignorantia*」と「錯誤 *error*」の二つを挙げている^⑩。おそらく、両帝はファルキディウス法の内容を知つてゐようと、いまいと、事実の把握を積極的に行わなかつた過誤であることを訴え出るよう相続人らに勧めたのであろう。いずれにせよ、案件への無知を自業自得と捉えるピウス帝の厳しい姿勢に対し、本件は情状酌量を引き出すための返還請求を可能にする画期的道筋を提示したことは明らかである。つまり、セウェルス朝下に恵与がより強制化、統制化されたという従前のイメージは本件に全く当てはまらない。逆に、I. 相続人保護が看取されるべきなのである。

さらに、バビニアヌスの№7が注目される。「公約を理由に *ex causa pollicitationis* 与えられねばならない状態は遺言の言葉や信託遺贈という形で都市に必ずしも残らない *verbis legati vel fideicommissi non necessarie civitati relinquatur*。それゆえ、遺言者が義務づけられた限度額を超えたならば、ファルキディウス法により余剰分だけが減じられる。従つて相続人の信用も損なわれない。期日や条件が遺言されているならば、有用性の査定が求められるのではなく、すべてが与えられるよう求められる。遺言者が存命中に期日が来たり、条件が満たされたりしたとしても、一度有効となつたことは無効とならない」。以上は先ず、公約が文言として通常は残らないことを指摘した上で^⑪、遺言による恵与は文書として残ることを暗示する。そのおかげで、遺贈者が指示した金額がファルキディウス法に抵触すれば、相続人は遺贈者の遺志に反して法定内の金額に遺贈金を減額しても、法に則った正当な行為であるがゆえに、誹謗される謂われはない。ところが、自らの死を覚悟して恵与を遺言しながら、当人が事前に指定した期日まで死去しなかつた場合、肝心の恵与はどうなるのか。これが本件のテーマである。そして遺言が指定した通りに、恵与はなされねばならなかつた。というのもファルキディウス法は死者の遺贈を対象とするため、上記法文は同法の適用外となるからである。死を覚悟し、死後の履行を前提とした遺言は公約に等しく、履行の期日まで指定してあつた。そこで、遺言者本人による遺言の完全履行が強いられたわけである。だが、官職絡みでないため、本来、Aの原則は適用されねばはずである。

これについては、№9の論理展開が参考になろう。それによると、「就任を認められた官職ないしは認められるべき官職を理由に、或いは他の正当な理由ゆえに約束したならば」、公約履行は義務づけられたのであった。特に、水害、大火、地震などの災害に対し、官職と無関係に復興に向けた公約をした場合、このような特別事態への特例として、公約に「正当な理由 *iustum causam*」があると判断され、その履行が強制されたのであった。本

件はFとHの中間形体ともみなされよう。

続いて、カラカラ帝下の法文を見てみる。ウルピアヌスの法文、№8は以下のように記す。「特定の目的のために都市に遺贈されたモノは転用されえない Quod ad certam speciem civitatis relinquitur, in alias usus convertere non licet」。この短文はF. 遺贈者の遺志尊重の原則を再確認したにすぎない。とはいえ、先行の諸法文で見てきたような例外規定についての記載は一切認められない。のみならず、同帝下に参照すべき法文は他にない。では、このような法文事情は遺贈の停止を暗示するのであろうか。それとも、新たな法判断を要す事案に欠き、従前の勅法で対処可能であったからなのであろうか。セウェルス朝後の法文を確認してみよう。

(3) 軍人皇帝時代 (235~284年)

当該期に属すと思われる法文を概観しておこう。中でも、230年代頃の法学者パウルスが№10において遺贈の使途を体系化している点に注目したい。「都市の名譽や装飾に資するために、都市に遺贈がなされうる。装飾に関しては、例えば、公共広場、劇場、競技場を建てるための遺贈があろう *forum theatrum stadium legatum fuerit*。名譽に関しては、例えば、剣闘士競技、野獣狩り、劇、戦車競走への遺贈がなされ、或いは市民一人一人への分配や宴会が遺贈されよう *quod munus ... venationemve ludos scenicos ludos circenses relictum fuerit aut quod ad divisionem singulorum civium vel epulum relictum fuerit*。これ以上に、無力な年齢の者、たとえば老人や少年少女へのアリメンタ⁽²⁾に遺贈されることは都市の名譽に資すると言える」。これらを字義通り受け取れば、少なくとも軍人皇帝時代の初期にも依然として多様な遺贈があったと考えて差し支えあるまい。

しかしこのケースもあった。№11によると、「或る者が市民の見せ物用の基金を遺し *Annuam pecuniam ad ludos civitati reliquit*、相続人ら *heredes* がそれを主催することを望んだ。相続人の跡継ぎたち *successores heredum* は、遺言者が相続人の主催する限り履行されることを望んだかのように、自分らに義務づけられることを拒む。ゆえに遺贈者は、主催に言及している以上、信託遺贈を一時的に、あるいは永久に望んでいるのかが問われる。モデスティヌスは信託遺贈が毎年、都市に永久に与えられるべきと解答した *respondit*」。これは、遺贈者の遺志に従い、相続人らが市民に毎年、見せ物を供与したが、相続人の次の世代、即ち遺贈者の孫らは遺言がその相続人のみを拘束するはずという理由で、基金収入による興行を拒否した事例である。この問題に関し法判断を求められた法学者モデスティヌスは公式に、子孫に興行の義務があり続けると「解答した」。そして皇帝による勅法には及ばずとも、彼の「解答」は皇帝に認められ、かつ法的に有効な「解答権 *ius respondendi*」に基づいており、法解釈において大きな効力を發揮した⁽³⁾。従って本件は、Hの相続人の履行義務を改めて確認したと言えるのである。

では、この2法文のいずれが当時の実態に近かったのであろうか。答えを得ることはもちろん難しい。だが、№10が一般的問題を取り上げているのに対し、№11はどう斟酌しても、個別具体例を扱っている。さらに、№12でパウルスは「資金が特に新築建造物用に遺贈されたのでない場合、既存の建造物がそれによって補修されるべきである *nisi ad opus novum pecunia specialiter legata sit, vetera ex hac reficienda sunt*」と一般論を述べるが、これは№3の再録に他ならない。№11が貴重な情報を提供するとはいへ、以上の法制史料から、遺贈行為の忌避を確認することは難しい。法文のほとんどが遺贈による恵与を前提に論理構成しているからである。のみならず、恵与の法的強制という点で時代を画したと言われるセウェルス朝期でも、№6は皇帝が名望家の自己救済策を勅答により指南していた点を忘れてはなるまい。

ところで、以下の点を再度、確認しておきたい。3世紀前半の№11は遺贈が基金となり、その利子収入が見せ物の興行費に用いられることを教えるのであるが、2世紀前半の№1は「その基金収入から *ex redditu eius* 野獣狩りと見せ物 *venatio aut spectacula* が与えられるような都市への遺贈金 *pecuniam legatam* がその条件で授けられることを元老院は禁じた」と明言していた。つまり、2世紀前半から3世紀前半までの間に遺贈基金収入に基づく見せ物の興行が禁止から認可へと切り替わったことが確認されるわけである。このように、遺贈に関する法原則は厳格化へと向かわず、逆に弛緩したと言える。その背景としては、遺贈の対象が先ずは、都市のインフラや建造物に向けられたが、やがてインフラ整備が充実していく中で、市内にインフラ用地を確保することが困難になった結果、飲食提供や見せ物開催の基金への遺贈が認められていったと推察してみることが許されよう³⁴⁾。

(4) 小括

さて、遺贈関連の法制史料を取り上げた本節は、次なる原則を検出した。つまり、F. 遺贈者の遺志尊重、G. 公益を最優先した転用、H. 相続人の履行義務、I. 相続人保護、である。これらの原則は前節のA～Eの原則と齟齬を来さないと見える。しかしIは1例にしか見られず、これは例外視されるべきという反論も成り立とう。とはいえ、№12は、エヴェルジェティズムの衰退が説かれてきた3世紀後半の法文でありながら、内容的には№3の法文を再録したにすぎなかった。では、なぜ、再録されたのか。遺贈が依然として続く中、それに関する解決策が明示されておくべきと考えられたからであろう。ゆえに、遺贈による恵与の衰退を法制史料から導出することはできないのである。

IV. 遺贈に関する法原則と都市の実相

これまでに検証した法原則をまとめ、再確認しておきたい。A. 官職に関係する公約の履行義務、B. 恵与者の財政破綻を回避する救済措置、C. 恵与者家系の財政破綻を回避する救済策、D. 官職と無関係な公約の履行義務免除、E. 公約者の意思尊重、F. 遺贈者の遺志尊重、G. 公益を最優先した転用、H. 相続人の履行義務、I. 相続人保護。

しかしながら、関連法文の内容を整理するだけでは意味がない。勅答、勅書などが出された背景に注目すべきであろう。そこにこそ、当時の実相が浮かび上がるに相違ないからである。以下では、本稿において検討対象とした法文から得られた原則F～Iについて、順次、考えてみよう。

FはE同様、恵与者が指定した使途を最大限尊重せねばならないことを規定していた。恵与条件を指定しながらも、それがかなえられなければ、既に鬼籍入りした遺贈者は予想外の事態に抗議すらできないからである。かかる不安は潜在的遺贈希望者に二の足を踏ませるところとなつたであろう³⁵⁾。だからこそ、法は遺贈の転用を禁じたのである。しかし、この種の法文がいくつも認められる点は、都市による遺贈の転用が再三生じていた実情を窺わせると共に、遺族が転用に關し都市に抗議しつつ、皇帝にも転用の不当性を訴え出たことを教える。いずれにせよ、本原則は、遺贈という形でのエヴェルジェティズムの存続、都市が転用を強行せねばならない財政の厳しさの両方を証言する。逆に、Gは、転用が皇帝政府により特例的に認定された事実を示した。但し、それは重要な条件を伴つた。即ち、転用は「都市に最も必要と思われるもの」に限定されたのである。これは再び、都市の厳しい財政事情を物語るのである。

一方、**H**は、相続人らが故人の遺贈の履行に消極的であった事実を示す。確かに、彼らは本来ならば、遺産をすべて受け継ぎうる資格を持っていた。にもかかわらず、遺書に従って都市への遺贈を実行したならば、その分の相続額は確実に減ってしまう。ゆえに、遺贈の先送りや不履行といった行為が生じたことは不思議ではない。しかしながら、故人の遺志は最低限かなえられねばならなかった。そこで、**I**の原則が1例のみとはいえ、現れる。つまり、ファルキディウス法を巡り、相続人を保護する抜け道が指南されたのである。しかも、それを皇帝自身が行ったのであり、この点は強調されてしかるべきであろう。

以上、遺贈に関する原則を見てみたが、そもそも公約と遺贈には温度差があった。この二つは都市に恵与を約束しながら、前者は基本的に本人が、後者は例外なく相続人が恵与を履行する立場にあったからである。のみならず、公約はリップ・サービスであった可能性、強要された可能性がある一方で、遺贈の場合は富裕者が死に瀕して自らの意志で恵与を決断し、使途を明確に指定した。従って遺贈に関しては、履行義務免除という原則は本来的に現れるはずがないのである。

では、公約と遺贈に関する法制史料を通観した今、いかなる実態を看取することができようか。第一に、公約、遺贈のどちらの形体を取ったにしろ、恵与志向が存続した事実自体は否定されえない。3世紀後半に至るまでの法文は恵与に関するトラブルを伝える反面、恵与自体の存続を証言するのである。第二に、履行義務に触れる法文は本人の履行義務ばかりか、相続人のそれに多々言及する。これは要するに、責任の明確化を図ったということであろう。公約した事業の進行中に本人が死去した場合、未完工事を遂行する財政支出は相続人、都市会計のどちらが負担するのかという切実な問題が発生しかねなかつたのである。第三に、**B・C**に見られ、さらに**I**に認められるように、皇帝は財政難に陥った富裕者家系の救済策を弁じている。以上からは、恵与の継続とその履行の強制、恵与の狙い手たる富裕層の保護という相矛盾する政策が認められる。この理由は次の点に求められよう。都市財政の脆弱さは富裕者による恵与を頼みとせざるをえない以上、皇帝政府はその履行を強制することで、都市の受益権を守らねばならなかつた。一方、富裕者が恵与によって経済的に零落していく事態は皇帝政府にとって好ましいことではなかつた。なぜか。地中海すら内海とする巨大なローマ帝国をわずか300人弱の官僚が統治するという実に特異な統治形態があつたからである³⁶⁾。つまり、この「小さな政府」は各都市に広範な自治を与える一方で、徵税と治安維持という最低限の条件を託すことで成立したのである。かくて、都市が帝国行政の歯車として機能したからこそ、皇帝政府は少数の官僚を介するだけで帝国を御した。ゆえに、政府は都市の繁栄を牽引する富裕者層を、保護すべき対象とみなさざるをえなかつたわけである。

とはいへ、3世紀後半に恵与碑文の激減が確認されている³⁷⁾。だが、この原因を富裕者の窮乏化に帰することには慎重でありたい。そもそも碑文史料の大半は墓碑でありながら、当該期には墓碑さえ激減するという顕著な実態が認められるからである³⁸⁾。かかる現象は、遺族が故人の存在を世に残すことにこだわらなかつた点を教える。3世紀後半における心性^{マンタリテ}の変化は大きな問題である。変化が生じたのはなぜか。今後の課題としたい。

*本稿は平成26~28年度科研費「基盤研究C」(課題番号:26370875)の研究成果の一部である。

註

- (1) 現代のローマでも「セルウィウス王の城壁」跡がテルミニ駅の北に、3世紀に造られた「アウレリアヌス

帝の城壁」が各所に残存している。尚、近代になると、ヨーロッパの各都市は人口増に対処するため、壁を撤去し、都市空間の拡大に踏み切つていった。その結果、市壁を残す都市は現在、希少である。その例として、ドイツ南部のネルトリンゲンを挙げておこう。M・ウェーバー（世良晃志訳）『都市の類型学』創文社、1964年、26頁以下も参照。

(2) 加藤祐三『世界繁盛の三都 ロンドン・北京・江戸』日本放送出版協会（NHKブックス）、1993年、145頁は江戸時代の江戸地図に記された「朱引」を強調する。つまり、市壁がない江戸では、地図に朱線を引くことで、江戸の境界が示されたのである。尚、唐の長安をモデルに造られたにもかかわらず、平城京、平安京は市壁で囲まれていない。

(3) アグリコラ Cn. Julius Agricola については、A. R. Birley, *The Fasti of Roman Britain*, Oxford 1981, p.73-81 を参照。本人は77年にコンスルに就任し、77~84年にブリタニア総督を務めている。

(4) 各都市は景観を競い合つた。例えば、69年、オトーメルスに対する内乱の最中、後者の軍勢はプラケンティア市壁外にある市民自慢の木造の大闘技場を焼き払つた。当然ながら、プラケンティア市民はこれに激怒したが、彼らは真相を知らず、周辺都市の何れかがこの闘技場を妬んで放火したに違ひないと邪推したと云う (Tac., *Hist.2.21*)。他にも、Apul., *Met.2.19*.

(5) P. Veyne, *Le pain et le cirque. Sociologie historique d'un pluralisme politique*, Paris 1976 (鎌田博夫訳『パンと競技場——ギリシア・ローマ時代の政治と都市の社会学的歴史——』法政大学出版局、1998年)。ヴェーヌ説については、本村凌二「〈書評〉Paul Veyne, *LE PAIN ET LE CIRQUE*」『地中海学研究』V、1982年; 同「パンとサーカス——地中海都市における民衆文化のひとつの原像として——」『地中海学研究』IX、1986年を参照。

(6) ヴェーヌに触発され、公刊されたと思われる論文、研究書は枚挙に暇ないが、差し当たり E. Forbis, *Municipal Virtues in the Roman Empire. The Evidence of Italian Honorary Inscriptions*, Stuttgart & Leipzig 1996; J. E. Lendon, *Empire of Honour: The Art of Government in the Roman World*, Oxford 1997 を挙げておこう。さらに、近年の書物においてエヴェルジェティズムは既に単独の項目を構成している。e.g. K. Lomas, *Roman Italy. 338BC-AD200. A Sourcebook*, London 1996, chap.9; J.-M. Lassère, *Manuel d'épigraphie romaine*, Paris 2005, Vol.2, part.II, sec.III, chap.III; S. Hornblower & A. Spawforth eds., *The Oxford Classical Dictionary*, Oxford³ 1996, p.566; Brill's New Pauly, Leiden 2004, Vol.5, s.v. 'Euergetism', col.154-156.

(7) プリニウス (*Ep.5.11*) は、妻の祖父 Calpurnius Fabatus が自身と亡き息子（プリニウスにとっては岳父）の連名で、コムム市に壯麗な列柱廊を寄贈したことに触れ、これが生み出す効果として3点を挙げている。第一に、恵与者の「名声 gloria」が高まる。第二に、亡き岳父の「記憶 memoriam」が後世にまで伝えられる。第三に、都市景観の美化は市民の誰にとっても喜ばしく、歓迎される。最後に、プリニウスは善行が次の善行を生む原動力になるとも記す。事実、Fabatus は寄贈した列柱廊の出来映えに感激し、その奉納式の翌日には市門の装飾を私費で施すことを「約束した promississe」のである。さらに、恵与の動機として次の点も指摘しておきたい。名望家が都市の支配層であるためには、威信あるひとかどの人物と暗黙裏に認めてもらわねばならない。そこで、彼らは恵与行為により庶民との格差を誇示し、声望を得ようとした。古代人の感性では、同レヴェルの人に従うのは屈辱と感じられても、格違いの有力者への服従は恥ではなかったからである。エヴェルジェティズムを巡る心性

については、Veyne, *op.cit.*, esp.p.122ff; Lendon, *op.cit.*, esp. p.73ff; B. Goffin, *Euergetismus in Oberitalien*, Bonn 2002, Kap.4, etc.

(8) E.g. F. F. Abbott & A. C. Johnson, *Municipal Administration in the Roman Empire*, Princeton 1926, chap.VIII, XIV; W. Langhammer, *Die rechtliche und soziale Stellung der magistratus municipales und der decuriones in der Übergangsphase der Städte von sich selbstverwaltenden Gemeinden zu Vollzugsorganen des spätantiken Zwangsstaates (2.-4. Jahrhundert der römischen Kaiserzeit)*, Wiesbaden 1973, p.215ff; J. Gagé, *Les classes sociales dans l'empire romain*, Paris 1971, p.182ff. ; M・ロストフツェフ（坂口明訳）『ローマ帝国社会経済史』東洋経済新報社、2001年、（上）214頁以下、（下）568頁以下；弓削達「後期ローマ帝国における都市の構造的変質」『古代史講座』10巻、学生社、1964年、291頁以下；同『地中海世界とローマ帝国』岩波書店、1977年、330頁以下。

(9) 抜稿「ローマ帝政前期における都市参事会員と都市政務官職 — 参事会の変質を巡って — 」『西洋史研究』新輯第31号、2002年；同「ローマ帝政前期におけるイタリア都市のエヴェルジェティズム — 恵与とその変遷 — 」『青山史学』第26号、2008年。

(10) 公約の履行義務の強化・拡大過程は R. Villers, *Essai sur la « pollicitatio » a une « res publica »*, *Revue historique de droit français et étranger* 18, 1939 や林信夫「都市に対する「片約 pollicitatio」の法的保護」片岡輝夫編『古代ローマ法研究と歴史諸科学』創文社、1986年により唱えられてきたが、抜稿「ローマ帝国と3世紀の危機 — 虚像か、実像か — 」『西洋史研究』新輯第39号、2010年、185頁以下が法文を再検討し、当該説を批判。

(11) 近年では、以下の審理が知られる。つまり、開催確定済みの愛知万博（2005年に開催）を巡り、1995年の参議院選挙愛知選挙区にタレントのA氏が万博開催反対を公約に掲げ、かつ無党派であることを強調して立候補し、当選した。ところが、A議員は1997年末に自民入党し、翌年1月には公約を翻して万博開催賛成を表明した。そこで、同議員の後援会は公約反故の事前説明欠如を債務不履行として、損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁に提起した。だが、結局、同地裁は2000年にこの提訴を棄却している（名古屋地裁平成12年8月7日判決）。概要については、LS憲法研究会編『プロセス演習 憲法（第四版）』信山社、2011年、457-461頁。

(12) 遺贈と信託遺贈については、M. Kaser, *Das römische Privatrecht*, München² 1971, Bd.1, p.740ff; マックス・カーヴァー（柴田光蔵訳）『ローマ私法概説』創文社、1979年、第六部；船田享二『ローマ法』岩波書店、1971年、第四巻、393頁以下などを参照。また Plin., *Ep.5.7* も2世紀初における遺贈と信託遺贈の問題に言及。

(13) 基金の利子率については、R. Duncan-Jones, *The Economy of the Roman Empire. Quantitative Studies*, Cambridge² 1982, p.133ff.を参照。

(14) 抜稿『西洋史研究』新輯第39号、185頁以下を参照。

(15) F. Jacques, *Le privilège de liberté. Politique impériale et autonomie municipale dans les cités de l'Occident romain (161-244)*, Roma 1984, p.766ff.

(16) ウアレンスについては、W. Kunkel, *Die römischen Juristen. Herkunft und soziale Stellung*, Köln² 2001, p.151-153.

(17) パピニアヌスについては、*Ibid*, p.224-229.

(18) ウルピアヌスについては、*Ibid*, p.245-254.

(19) パウルスについては、*Ibid*, p.244f.

- (20) モデスティヌスについては、*Ibid*, p.259-261.
- (21) 偽パウルスについては、Kunkel, *Römische Rechtsgeschichte*, Köln¹ 1990, p.134; Jacques, *op.cit.*, p.xxv, n.46.
- (22) *FIR4 II*², p.292f., Tituli, 24, 28. 法文の解釈を巡っては D. Johnston, *Munificence and municipia: Bequests to Towns in Classical Roman Law*, *JRS* 75, 1985, p.106ff.
- (23) 前 40 年制定の同法については、Gaius, *Inst.2.227*. 当該箇所の邦訳は佐藤篤士監訳「ガエイウス『法学提要』(VI)」『早稲田法学』75-1、1999 年、51 頁。船田、前掲書、第四巻、417 頁以下やカーナー、前掲書、600 頁を参照。cf. M. H. Crawford ed., *Roman Statutes*, London 1996, Vol.2, p.779f. 尚、引用法文の訳はあくまでも拙訳かつ試訳であることを断つておく。
- (24) *Dig. 50.10.3.2* は、皇帝と恵与者以外の名前を建造物に刻んではならない、としている。さらに、*Ibid*, 50.10.2.2 は既存建造物の補修者がその新築者の碑文を撤去し、自分の碑文と差し替える行為を禁じる。そして、このような違反行為を監視する責任は属州総督にあった。以上から、皇帝政府は恵与者名と恵与の内容を碑文で明記することにこだわったと言えよう。
- (25) イタリア出土碑文からわかる剣闘士競技の開催事例については、M. Fora, *I munera gladiatoria in Italia. Considerazioni sulla loro documentazione epigrafica*, Napoli 1996 が網羅している。本事例については、*Ibid*, p.158f を参照。
- (26) 拙著『ローマ帝国愚帝列伝』講談社(選書メチエ)、2000 年、143 頁を参照。
- (27) 勅答 *rescriptum* 手書きについては、T. Honoré, *Emperors and Lawyers*, Oxford² 1994, chap.2; W. Williams, *The Publication of Imperial Subscripts*, *ZPE* 40, 1980, etc. なお、Honoré は上掲書の第 1 版において勅答を「皇帝による無料法律相談」と位置づけ、請願局 *a libellis* が請願への回答をすべて起草していたと論じた。しかし W. Turpin, *Imperial Subscriptions and the Administration of Justice*, *JRS* 81, 1991; F. Millar, *L'empereur romain comme décideur*, in: C. Nicolet ed., *Du pouvoir dans l'antiquité: mots et réalités*, Genève 1990 などの批判を受け、Honoré も第 2 版で全面的書き直しを余儀なくされている。
- (28) 建造物の飽和状態は南イタリアのポンペイ遺跡において建造物の新築可能な空き地が見当たらない点や 2 世紀初のポントゥス=ビテュニア総督プリニウスがブルサ市の公共浴場建設用地の確保に難儀した点(*Plin*, *Ep.10.70f*) から窺える。そして、老朽化家屋を解体し、更地にして家屋以外の建設用地にするという用途変更も法的に認められなかつた。一方、建造物の新築、既存の建造物の補修、これらは何れも重要な工事であるが、後者の恵与は明らかに市民へのインパクトに欠けたろう。拙稿『青山史学』第 26 号、35-38 頁を参照。
- (29) Jacques, *op.cit.*, p.697f. はアルミニウム市で相続人の後見人がファルキディウス法を利用し、相続人の利害を守った例 (*ILS* 6663) を挙げて、キルタ市の富裕層が同法の規定を知らなかつたはずがないと断じ、その上で本件の相続人らが相続分を犠牲にする代わりに政治的利点の獲得を期待したが、それがかなえられなかつた結果、彼らは急遽、同法を持ち出して、遺産の回収を目論んだという筋書きを描いてみせた。結論として、Jacques は本法文を皇帝による都市の公益保護の文脈に位置づける。だが、彼は法文中の「しかし sed」に込められた文脈を見落としている。
- (30) 「事実の無知」と「錯誤」については、船田、前掲書、第二巻、286 頁以下と註(九)を参照。

- (31) F. Quaß, *Die Honoratiorenenschicht in den Städten des griechischen Ostens. Untersuchungen zur politischen und sozialen Entwicklung in hellenistischer und römischer Zeit*, Stuttgart 1993, p.211 によれば、ヘレニズム後期以降、東方では公約が口頭でなされると、文書化され、都市政務官がそれを保管した。さて、そもそも帝国の東西では都市の有り様に違いがあったと考えてしかるべきである。東方ではギリシアに代表されるようにポリスとしての伝統がありつつも、西方では先述の如く皇帝政府当局が都市化を主導したからである。つまり、東西で都市の有り様に大きな違いがあったと考えて差し支えなかろう。その証拠に、「マラカ市法」や「ウルソ市法」など西方の都市法は民会による政務官選挙の細かい手続きを定めながら、選挙以外の民会運営について条文を残していない一方で (*FIRA I²*, p.166ff., 177ff., 208ff.; E. G. Hardy ed., *Roman Laws and Charters, and Three Spanish Charters*, Oxford 1912)、東方では帝政前期においてすら民会決議が出されており、民会が制度的に機能していたことがわかる (P. J. Rhodes, *The Decrees of the Greek States*, Oxford 1997, Part II Catalogues, *passim*)。この東西の懸隔は大きい。しかし、西方でも「民衆の願望により suffragia populi」「民衆の要求により ex postulatione populi」富裕者が顕彰されていたことを多くのラテン碑文が伝える (Jacques, *op.cit.*, p.410-417)。また *Dig. 50.10.7.1* は、既存の建造物を大理石で装飾しようとする者や「民衆の求めに応じて ex voluntate populi」他のやり方で装飾しようとする者が自分の名前を記した碑文を残すことを認める。これらから、制度内容が異なりながら、東西ともに民衆の声が市政に反映されていた点を我々は確認することができるかもしれない。東西の民会の違いの本格的検討は今後の課題したい。
- (32) 坂口明「ローマのアリメンタ制度に関する諸問題」『西洋史研究』新輯第8号、1979年や A. R. Hands, *Charities and Social Aid in Greece and Rome*, London 1968, p.109ff., 185 を参照。
- (33) 解答権とは、法学者が「皇帝の権威に基づいて ex auctoritate principis」「公式に解答する権利 ius publice respondendi」を意味し、法的効力を有した。カーザー、前掲書、34 頁以下を参照。皇帝によって与えられる解答権の性質、歴史的発展を巡る論考は多く、これだけで相当の研究史が築かれてきたが、近年のまとまった論叢として差し当たり R. A. Bauman, *Lawyers and Politics in the Early Roman Empire. A Study of Relations between the Roman Jurists and the Emperors from Augustus to Hadrian*, München 1989, chap.1, 9 を挙げておきたい。
- (34)拙稿『青山史学』第26号と同じ結論に達したことを確認しておきたい。
- (35) *Dig. 50.10.2.2* は、属州総督 *praeses provinciae* が建造物を恵与する者の氏名を碑銘から削除することを禁じ、また恵与者でない者が恵与者であるかのような碑文を設置させることを禁じる一方で、これらが守られれば、市民による都市 *patriae* への大盤振る舞い *liberalitates* が減ることはないと言明する。
- (36) 拙著、第五章を参照。
- (37) 拙稿『青山史学』第26号、39頁以下を参照。
- (38) R. MacMullen, *The Epigraphic Habit in the Roman Empire*, *AJPh* 103, 1982; Id., *Corruption and the Decline of Rome*, London 1988, ch.1-1, etc.